

個別の事務・権限の移譲の検討に係る「当てはめ修正
試案」についての国土交通省からの回答

2-⑬ 法令名： 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	2級河川 大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
7①②④ ⑤ ⑧⑨⑩	河川管理者事業計画の作成、実施等	省令①	—	法定 (2)②	—	自治	—	—

2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
＜土地区画整理法9③＞	都府県知事から、個人施行の認可をしたときに、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※36Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	—	—	事後報告	
＜土地区画整理法21③＞	都府県知事から、住宅街区整備組合の設立認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※51Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	—	—	事後報告	
＜土地区画整理法39④＞	都府県知事から、住宅街区整備組合の定款変更等の認可したとき、住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること※51Iにおいて準用	規則51の2	—	—	—	—	—	—	事後報告	
52①	事業計画の認可(都府県が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
＜土地区画整理法55⑧＞	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都府県知事から、市町村施行の住宅街区整備事業の認可をしたときに、当該住宅街区整備事業についての図書の送付を受けること ※57Iにおいて準用	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告(図書の送付を受けることについて)	
＜土地区画整理法55⑯＞	都府県が施行する住宅街区整備事業の設計概要の変更認可※57Iにおいて準用	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
58①、59①	施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
59④	施行規程等の縦覧(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
59⑥⑦	意見書又は報告の受理等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
59⑧	意見書の内容審査、必要な修正を命ずること等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
59⑯	施行規程等の変更認可(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金)(地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	規則51の2	—	自治	—	—	—	—	事後報告	



2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(S50法67)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限 国の関与 (メルクマール)
95①	報告徴収、勧告等	規則51の2	規則51の2	自治	95①
95②	機構に対する勧告、助言等	規則51の2	—	—	—
〈土地区画整理法124～126〉	是正の要求※96において準用	規則51の2	規則51の2 (126①のみ)	—	—
		規則51の2	規則51の2	自治	—

事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○		
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○		

2-25 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクメール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクメール)
2の2⑥	住宅供給公社の施行の必要を認めること	規則40	—	自治	—	—
7の15①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (個人施行の認可)	規則40	—	—	—	—
19①	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の設立の認可)	規則40	—	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること (組合の定款等の変更の認可) ※38②において準用	規則40	—	—	—	—
<19①>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(市の みが設立した地方住宅供給公社に係る施行規程等 の認可等) ※58③④において準用	規則40	—	—	—	—
50の8	都道府県知事から図書等の送付を受けること (再開発会社の市街地再開発事業施行の認可)	規則40	—	—	—	—
<50の8>	都道府県知事から図書等の送付を受けること(再開 発会社の合併等の認可) ※50の12②において準用	規則40	—	—	—	—
51①	設計概要の認可 (都道府県の市街地再開発事業)	規則40	—	自治	—	—
<51①>	設計概要の認可(都道府県の市街地再開発事業の 事業計画変更) ※56①において準用	規則40	—	自治	—	—
55①	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の認可)	規則40	—	自治	—	—
<55①>	・関係都道府県知事等へ図書の写しを送付すること (56①において準用する51①の認可時) ・都道府県知事から図書等の送付を受けること (市町村施行の事業計画の設計概要の変更認可) ※56①において準用	規則40	—	自治	—	—
58①	施行規程及び事業計画の認可等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—
72①④	権利変換計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	自治	—	—



事務の区分 (メルクメール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクメール)	
自治			
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告 (図書の送付を 受けることにつ いて)	
自治		事後報告	
自治			

2-㉔ 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限		同種事務を都道府県が行う場合	
		大臣の執行権留保	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
99の3③	特定建築者決定の承認 (都道府県が設立した地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
118の6①	管理処分計画の認可等 (都道府県又は地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
99の3③	施行者以外の者に施設建築物の建築を行わせる場合の承認※118の28②において準用	規則40	—	—	—
120③	地方公共団体の分担保の裁定等 (地方住宅供給公社に係るもの)	規則40	—	—	—
124①②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	規則40 (124①のみ)	124①	—
124②	報告徴収、勧告等 (市街地再開発事業)	規則40	規則40 (124①のみ)	124①	—
126①②	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構以外に係るもの)	規則40	規則40	126②	—
126①	処分の取消し、変更若しくは停止等 (独立行政法人都市再生機構に係るもの)	規則40	規則40	126②	—
126②	処分の取消し、変更若しくは停止等	規則40	規則40	126②	—
133①	管理規約の認可 (都道府県が設立した地方住宅供給公社施行に係る認可)	規則40	—	—	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
自治			
自治			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
自治			

2-③③ 法令名： 河川法 (S39法167)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				権限移譲後			備考	
				指定区間内の1級河川 事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)		
9①	河川の管理	令53④	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	—	法定 (2)②	法定	○	指示 事後報告	P

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

② 広域にわたり重要な役割を果たす治山・治水及び天然資源の適正管理に関する事務

2-35 法令名： 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
22①	住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が定めようとする処分計画の認可等	規則27	—	自治	—	—
22②③	都道府県が定めようとする処分計画の同意等	規則27	—	自治	—	—
40	新住宅市街地開発事業に関する技術的援助	規則27	規則27	自治	—	—
41①	施行者である住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)に対する監督	規則27	—	自治	—	—
41②	施行者である都道府県に対する監督	規則27	規則27	自治	—	—
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	規則27	—	自治	—	—
42	施行者に対する報告の徴求、勧告等	規則27	規則27	自治	42	—



事務の区分 (メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
自治			
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		
自治			
法定	○		

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
3⑤	土地区画整理事業を施行すること等	規則24	—	—	—	—
3の3	地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。)が土地区画整理事業を施行する必要があることを認めること	規則24	—	自治	—	—
9③	都道府県知事から、個人施行の認可をしたときに、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
21③	都道府県知事から、土地区画整理組合の設立認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
39④	都道府県知事から、土地区画整理組合の定款変更の認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
51の9③	都道府県知事から、土地区画整理会社が土地区画整理事業を施行する認可をしたとき、土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	—	—	—
52①	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可	規則24	—	自治	—	—
55⑧	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の認可をした場合、関係市町村長に図書の写しを送付すること ・都道府県知事から、市町村施行の土地区画整理事業の認可をしたときに、当該土地区画整理事業についての図書の送付を受けること	規則24	—	自治	—	—
55⑫	都道府県が施行する土地区画整理事業の設計概要の変更認可	規則24	—	自治	—	—
70①	土地区画整理審議会を置くこと	規則24	—	—	—	—
<65>	評価員の選任等※71で準用	規則24	—	—	—	—
71の2①、71の3④⑥⑦⑧⑩	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))	規則24	—	自治	—	—
71の3⑩、<71の3④⑥⑦⑧⑩>	土地区画整理事業を施行する場合の施行規程等の変更認可等(地方住宅供給公社(市のみが設立したものを除く。))※71の3⑩において準用	規則24	—	自治	—	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
自治			例外
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告	
自治		事後報告(図書の送付を受けることについて)	
自治		事後報告	例外
自治		事後報告	例外
自治		事後報告(71の2①)	
自治		事後報告(71の3④)	

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
72①	土地区画整理事業の施行の準備等に必要がある場合、他人の占有する土地に測量及び調査のため立ち入ること等	規則24	—	自治	—	—
73④	土地の立入等に伴う損失の程度を証するために必要な資料の作成	規則24	—	自治	—	—
74	土地区画整理事業の施行の準備等のため、登記所等に対し無償で必要な簿書の閲覧等を求めること	規則24	—	自治	—	—
75	都道府県知事等から土地区画整理事業に関する専門的知識を有する職員の技術的援助の請求を受けること	規則24	規則24	自治	75	—
76①③④⑤	土地区画整理事業の施行地区内において土地の形質の変更等を行うおととする者に対する許可等	規則24	—	自治	—	—
79①	事業施行のために必要な施設の設置のための土地の使用	規則24	—	自治	—	—
80	仮換地等の指定後の従前の宅地における工事	規則24	—	自治	—	—
81①②	標識の設置等	規則24	—	自治	—	—
82①②	土地の分割又は合併の手続	規則24	—	自治	—	—
83	登記所への届出	規則24	—	自治	—	—
84①②	関係図書の備付け等	規則24	—	自治	—	—
85①③④⑤	権利の申告の受理等	規則24	—	自治	—	—
85の2①②⑤⑥⑦	住宅先行建設区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—	—
85の3①④⑤⑥⑦	市街地再開発事業区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—	—
85の4①②⑤⑥⑦	高度利用推進区への換地の申出の受理等	規則24	—	自治	—	—



備考	権限移譲後		
	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
例外			
例外			
例外			
	法定	○	
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			
例外			

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)
86① 87②③	換地計画の決定	規則24	—	自治	—	—
88②③④ ⑤⑥⑦	換地計画の縦覧等	規則24	—	自治	—	—
90①	換地不交付	規則24	—	自治	—	—
91②	過小宅地の基準の設定	規則24	—	自治	—	—
93①②④ ⑤	宅地の立体化等	規則24	—	自治	—	—
95⑦	特別の宅地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
96③	保留地を定める場合の審議会の同意の取得	規則24	—	自治	—	—
97③	換地計画の変更	規則24	—	自治	—	—
98①②③	仮換地の指定等	規則24	—	自治	—	—
99②	仮換地の効力発生日の通知	規則24	—	自治	—	—
100①	使用収益の停止	規則24	—	自治	—	—
100の2	仮換地に指定されない土地の管理	規則24	—	自治	—	—
102①②	仮清算金の徴収・交付	規則24	—	自治	—	—
103④	換地処分をした場合において、その旨を公告すること	規則24	—	自治	—	—
106②③ ④	公共施設の管理の引継等	規則24	—	自治	—	—



権限移譲後	事務の区分(メルクマール)	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	備考
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外
				例外

2-46 法令名： 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	出先機関の長への委任権限	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合	
				事務区分(メルクマール)	大臣並行権限
107①②	換地処分の登記所への通知等	規則24	—	自治	—
108①②	保留地等の処分	規則24	—	自治	—
109①②	減価補償金の交付等	規則24	—	自治	—
110①③④⑤⑧	清算金の徴収・交付等	規則24	—	自治	—
111①②	清算金等の相殺	規則24	—	自治	—
112①	清算金の供託	規則24	—	自治	—
114③④	権利の放棄による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—
116④⑤	賃貸借契約の解除による損失の補償の求償等	規則24	—	自治	—
117の2③④	住宅先行建設区に係る勧告等	規則24	—	自治	—
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	規則24	—	—	—
120①②	公共施設管理者への負担金の請求等	規則24	—	自治	—
123①②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治(123①のみ)	123
123④②	土地区画整理事業に関する報告徴収、勧告等	規則24	規則24	自治(123①のみ)	123
126①	都道府県、市町村又は独立行政法人都市再生機構に対する是正要求	規則24	規則24	—	—
135①②	事業の施行により生じた工事の費用の負担等	規則24	—	自治	—



事務の区分(メルクマール)	権限移譲後		備考
	大臣並行権限	国の関与(メルクマール)	
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
			例外
自治			
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
			例外

2-48 法令名： 道路法 (S27法180)
(1-5)

条項	事務内容	出先機関 の基への 委任根拠	大臣の執 行権留保	同種事務を都道府県が行う場合				国の関与 (メルクマール)
				補助国道		都道府県道		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	
	【道路管理者としての権限】							
13①	指定区域間内の国道の維持・修繕	令39①	—	法定 (2)①	13③	自治	—	—
47の2① ②⑤	限度を超こえる車両の通行の許可	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
47の2③	限度を超こえる車両の通行の許可に係る手数料の 徴収	令39①	—	自治	—	自治	—	—
48の2① ②④	自動車専用道路の指定等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<92④>	道路予定区域の不要物件の交換等 ※91②)において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
<93>	道路予定区域の不要物件の使用の申出 ※91②)において準用	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
92①④	不要物件の交換等	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—
93	不要物件の使用の申出	令39①	—	法定 (2)①	—	自治	—	—

○ 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)

・ 法定受託事務とするメルクマール

(2) 根幹的部分を国が直接執行している事務で以下に掲げるもの

① 国が設置した公物の管理及び国立公園の管理並びに国立公園内における指定等に関する事務

2-59 法令名： 運河法 (T2法16)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合		
				事務区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)
1	運河の開設の免許(*)	規則22	—	—	—	—
2①	工事設計の認可の申請期限の指定(*)	規則22	—	—	—	—
3②	運河の接続に係る設備共用命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—
8①	事業の報告の徴収等	規則22	—	法定 (7)	—	—
9	運河の維持修繕命令等	規則22	—	法定 (7)	—	—
15①、16①	運河及び附属物件の買収	規則22	—	自治	—	—
17	免許の取消(*)	規則22	—	—	—	—



権限移譲後			備考
事務の区分 (メルクマール)	大臣並行権限	国の関与 (メルクマール)	
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外
法定	○	事後報告	例外

(*) 2以上の地方整備局の管轄区域にまたがる運河に関するもの以外のものを地方整備局長へ委任

- 地方分権推進計画(平成10年5月閣議決定)
- ・ 法定受託事務とするメルクマール
 - (7) 国が直接執行する事務の前提となる手続の一部のみを地方公共団体が処理することとされている事務で、当該事務のみでは行政目的を達成し得ないもの

民法(M29法89)

追加3 法令名:

※一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下「整備法」という。)第38条の規定による改正前の民法(整備法第95条においてなお従前の例によることとされた特別民法法人の監督)

条項	事務内容	出先機関の長への委任根拠	大臣の執行権留保	同種事務を都道府県が行う場合			権限移譲後			備考
				事務区分(マルクマール)	大臣並行権限	国の関与(マルクマール)	事務区分(マルクマール)	大臣並行権限	国の関与(マルクマール)	
38②	定款の変更の認可	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
67②	公益法人への命令	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
67③	公益法人の検査	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
71	公益法人の設立許可の取消	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
72	残余財産の処分の認可	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
77①	解散登記の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
77②	精算人の登記の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
83	清算終了の届出の受理	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2②	都道府県の執行機関への指示	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2③	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の作成	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			
84の2④	都道府県の執行機関が事務を処理する場合の基準の告示	政令2①(※1)	-	自治	-	-	法定			



(※1) 整備法第95条においてなお従前の例によることとされた廃止前の公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令(H4政令161)

個表番号： 2-⑪ 法令名： 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(H9法49)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
62③	模範定款例を定めること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため					
264③	事業計画において定めた設計概要の認可分担金の協議に依る裁定等(機構施行事業を除く)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個委番号： 2-18 法令名： 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (S50法67)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
92③	協議の裁定(地方公共団体の分担金) (地方住宅供給公社が施行する住宅街区整備事業)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため					

個表番号： 2一④ 法令名： 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（S45法136）

権限移譲後								
条項	事務内容	事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
48④	報告徴取 （油濁防止緊急措置手引書等の作成等）	法定		○		事後報告 指示	OPRC-HNS 議定書において、締約政府は、汚染事件に迅速かつ効果的に対応するための国家的体制を確保しなければならないこととされている。その担保手段として国内法で規定している油濁防止緊急措置手引書の作成命令等については、特定広域連合に事務を移譲した場合にも、国としての条約履行を担保するため、大臣が自ら権限を行使するほか、必要に応じて特定広域連合に大臣から指示を行うことにより、機動的・効率的に情報収集及び対応を行うことが可能な仕組みが必要。	その他
48⑦	油濁防止緊急措置手引書の検査等	法定		○		事後報告 指示	同上	
49の2	必要な指導、助言及び勧告	法定		○		事後報告 指示	同上	

個表番号： 2-25 法令名： 都市再開発法 (S44法38)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
120③	地方公共団体の分担金の 裁定等 (地方住宅供給公社に係る もの)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する 必要があるため。					

個表番号： 2-⑫

法令名： 都市計画法 (S43法100)

権限移譲後								
条項	事務内容	事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
62①	都市計画事業の認可等の告示等 (国が施行する都市計画事業を除く) (市町村又は都道府県が第一号法定受託事務として施行する事業に係る事務を除く)	法定				事後報告 (都道府県から図書の写しの送付を受ける事務について)	広域の実施体制が認可を行った際の報告については、都市計画法第59条の認可の事務に係る事後報告で確保されており、本件事後報告は、都市計画法第62条第1項に規定されている都道府県知事が認可した場合において国土交通大臣が図書の写しの送付を受け、広域の実施体制への移譲後も、引き続き行うことを意図したものである。	その他

個表番号： 2-30 法令名： 流通業務市街地の整備に関する法律 (S41法110)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
44④	承認の処分の取り消し又は変更 (地方公共団体が施行する流通業務団地造成事業)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

備表番号： 2-31 法令名： 地方住宅供給公社法（S40法124）

条項	事務内容	権限移譲後							
		事務の区分（法定受託事務か自治事務か）		有無	大臣の並行権限の行使		国の関与		その他
		事務の区分	修正の理由		修正の理由	修正の理由	修正の理由		
5②	定款の変更の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
9	設立の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
12④	監事からの意見を受けけること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
26②	業務方法書の変更の認可	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
36②	解散の認可 （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
37の4	清算人の就職の届出の受理	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
38の2③ ④	裁判所に対し地方公社の解散及び精算 に関し意見を述べること	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
38の3	清算終了の届出の受理	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
40①	業務等の報告を求め、又は立入検査等 を行うこと （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						
41	監督上必要な命令をすること （地方公社）	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。						

法令名：地方住宅供給公社法(S40法124)

個票番号：2-㉓

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
42①	業務等の停止等を命ずること (地方公社)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
42②	認可を取り消すこと (地方公社)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈12④〉	監事からの意見を受けること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈27〉、43 ③	事業計画及び資金計画の承認等(共同 して設立した地方公社)※43②において 読替)	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈32①〉	地方公社の提出する財産目録、貸借対 照表及び損益計算書の受理(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈40①〉	業務等の報告を求め、又は立入検査等 を行うこと(共同して設立した地方公社) ※43②において読替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈41〉	監督上必要な命令をすること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					
〈42①〉	業務等の停止等を命ずること(共同して 設立した地方公社)※43②において読 替	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号: 2-35

法令名: 新住宅市街地開発法 (S38法134)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
41④	造成宅地等に関する権利の処分に係る知事がなした承認の取消等	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号: 2-46

法令名: 土地区画整理法(S29法119)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
119の2③	住宅供給公社と地方公共団体の費用負担協議の裁定	自治 法定受託	国においてその処理を特に確保する必要があるため。					

個表番号： 2-⑤1 法令名： 土地収用法 (S26法219)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由	
26①③	事業の認定の告示						「当てはめ修正試案」の20条に記載されている「事後報告」が、広域的实施体制が事業認定告示を行ったときの国土交通大臣に対する報告を行うこと(前回当省から提出した「様式2」において26条の「国の関与」欄に記載)を指しているのであれば、26条1項及び3項の事務においては広域的实施体制から国土交通大臣に対して事後報告を行う必要はないため。	
<26①③>	権利、物件及び土砂石れきの収用等の事業の認定の告示※138において準用						「当てはめ修正試案」の20条に記載されている「事後報告」が、広域的实施体制が事業認定告示を行ったときの国土交通大臣に対する報告を行うこと(前回当省から提出した「様式2」において26条の「国の関与」欄に記載)を指しているのであれば、26条1項及び3項の事務においては広域的实施体制から国土交通大臣に対して事後報告を行う必要はないため。	

編號番号: 3-4④ 法令名: 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (H18法91)

条項	事務内容	権限移譲後						その他
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与		
		修正の理由	有無	修正の理由	修正の理由	国の関与	修正の理由	
9②	旅客施設の建設等に係る届出の受理	法定					事後報告	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で、迅速に旅客施設の実態を把握する必要があるため、事後報告が必要。
9③	旅客施設に関し必要な措置を取るべきことの命令	法定	○	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、特定広域連合により必要な措置命令がなされない場合には、国土交通大臣が直接的に必要な措置命令を行わなければならない仕組みを設けることが適当。			事後報告	本令は何らかの違反に対する是正措置を命ずるものであることから、このような事態・問題の発生状況は国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で迅速に把握しておくべき重要な情報であり、事後報告が必要。
38②③	公共交通特定事業者の乗降要請に応じない旨の通知の受理及び実施すべき旨の勧告	法定					事後報告	本勧告は、ハリアフリー促進の観点から問題・課題が生じている場合になされるものと考えられ、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で迅速に把握しておくべき重要な情報であるため、事後報告により把握することが必要。
38④	移動等円滑化のために必要な措置を取るべき旨の命令	法定	○	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、特定広域連合により必要な命令がなされない場合には、国土交通大臣が直接的に必要な措置命令を行わなければならない仕組みを設けることが適当。			事後報告	同上
53①	公共交通事業者等に対する報告の徴収、立入検査等	法定	○				指示 事後報告	ハリアフリー促進は、国の基本方針に基づき国策として進めているものであり、国土交通大臣がハリアフリー施策の企画・立案を行う上で、適切なタイミングで公共交通事業者等の動向・実態を迅速に把握する必要があるため、事後報告を設けることが適当。 また、たとえは特定の設備の設置状況等については全国的調査が必要となるようなケースでは、他地域においては地方整備局が行うのと同様、特定広域連合を通して調査を行うことが効果的という、報告徴収等について指示できる仕組みが必要。

欄表番号：3-⑥ 法令名：流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(H17法85)

条項	事務内容	権限移譲後						その他	
		事務の区分(法定受託事務か自治事務か)		大臣の並行権限の行使		国の関与			
		事務の区分	修正の理由	有無	修正の理由	国の関与	修正の理由		
4①③⑤	総合効率化計画の認定等 (*)	法定					事後報告 同意	本法には倉庫業法等に係る特別措置が設けられており、国が同意した計画の認定状況について迅速に把握しておくことが必要。	
5①②	総合効率化計画の変更の認定、取り消し(*)	法定					事後報告 同意	同上	
21	認定総合効率化事業者に 対する報告徴収(*)	法定		○	特定広域連合による必要な報告徴収が行われない場合には国土交通大臣が自ら報告徴収を行えるよう並行権限が必要。		指示 事後報告	国土交通大臣が認定総合効率化事業の実施状況について確認を要するような情報を覚知した場合、認定権者である特定広域連合に指示することにより報告徴収を行うことが効率的であることも多いと考えられることから、指示を行える仕組みが必要。	

(*) 港湾流通拠点地区において特定流通業務施設の整備を行う事業に係るものに限る

[用紙番号 国土交通省—1]

個表番号	2—②	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19法66）
条 項	4① 5 7② <7②> 9② <9②> 12① 13	事務内容	住宅建設瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 住宅建設瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認 住宅建設瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 住宅販売瑕疵担保保証金の不足額の供託の届出受理 住宅建設瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 住宅販売瑕疵担保保証金の取り戻しの承認 住宅販売瑕疵担保保証金の供託等の届出受理 住宅販売瑕疵担保保証金の基準額に不足する額の供託の確認
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律に基づく上記の国土交通大臣の事務は、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく許可又は免許及び監督処分権限を有する機関による当該規制対象事業者に関する事務であり、それらの法律に基づく規制・監督と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p> <p>したがって、建設業法及び宅地建物取引業法に基づく事務については「用紙番号 国土交通省—80」及び「用紙番号 国土交通省—56」のとおりであることから、標記事務についても移譲できない。このため、ご提案の区域外権限行使をはじめとする「特例的な取扱い」を講じてもお移譲することはできないものである。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建設業法及び宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p>			

[用紙番号 国土交通省—2]

個表番号	2-②	法律名	特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（H19法66）
条 項	28①	事務内容	報告徴収・立入検査（保険法人に対するもの）
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅瑕疵担保責任保険は、新築住宅に係る瑕疵担保責任の履行を確保することによって住宅購入者等の保護を図ることを目的としており、また、供託による資力確保がなされるもの以外のすべての住宅に付保されるものである。</p> <p>このような住宅瑕疵担保責任保険の引受け等を行う住宅瑕疵担保責任保険法人に係る業務の性質に鑑み、国土交通大臣（本省）が、制度の企画・立案、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定や業務規程・事業計画の認可、指定の取消し等を一元的に行い、報告聴取・立入検査についてのみ、本省の権限と併せて本省の指揮監督の下で現場に近い地方整備局等で機動的に行えることとしているところである。</p> <p>報告徴収・立入検査の権限は、本省が行う住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、これらの権限を有する国土交通大臣において一元的に行使すべきものであり、国でない広域的实施体制に行うことはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、住宅瑕疵担保責任保険法人の指定・監督権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—3]

個表番号	2-④	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	65①②	事務内容	市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等
	72⑤⑥		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等（景観地区工作物制限条 例）
	76⑤⑥		市町村長が違反建築物に係る措置をしたときの、 国交大臣への通知受理等（地区計画等形態意匠条 例）
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>景観法に基づく上記の事務・権限は、建設業法、建築士法及び宅地建物取引業法に基づく業務停止等の監督処分権限を有する機関に対して情報提供を行うための手続きであり、それらの法律に基づく監督処分権限と一体不可分の関係にあるため、それらの法律に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理となる。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>建設業法、建築士法、宅地建物取引業法に基づく国土交通大臣の事務・権限と同一の整理として、広域的实施体制に対する移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村が違反建築物に係る措置をしたときの通知受理等を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—4]

個表番号	2-④	法律名	景観法 (H16 法 110)
条 項	78①②	事務内容	勧告、助言又は援助 (市町村長)
① 当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>景観法に基づく上記の事務は、景観地区を含む都市計画行政の適切な実施を図るため、景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する国土交通大臣が、景観法の第3章（景観地区）の規定の適用に関して必要なものとして行うものである。</p> <p>したがって、景観法を所管しないためその解釈・是正権を持たず、また我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管しないためその企画立案権を持たない広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>景観法及び我が国全体の景観地区を含む都市計画行政を所管する立場には立ちえない広域的实施体制が、国に代わって上記事務を行うことは法制度上適切ではなく、移譲の例外とすべきである。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、市町村に対する勧告、助言、又は援助を行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—5]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法（H15 法77）
条 項	【国土交通大臣の権限】 32① 【河川管理者としての権限】 4①④～⑨ 5① 6①③ 25②③	事務内容	都市洪水想定区域の指定等 流域水害対策計画の策定等 流域水害対策計画の実施等 雨水貯留浸透施設の整備等 保全調整池における行為の届出に係る通知を受けること
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○特定都市河川における流域水害対策計画の策定・実施、雨水貯留浸透施設の整備、都市洪水想定区域の指定等に関する事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—6]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法 (H15 法77)
条 項	【国土交通大臣の権限】 4③	事務内容	流域水害対策計画の策定の同意
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
○特定都市河川における流域水害対策計画の策定の同意に関する事務については、「用紙番号 国土交通省-34」で記載する指定区間内の一級河川の管理を行おうとするときの認可及び「用紙番号 国土交通省-35」で記載する都道府県知事が管理する二級河川で河川整備計画の作成、河川工事を行おうとする場合に係る協議・同意に関する事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする (③についても同じ)。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—7]

個表番号	2-⑤	法律名	特定都市河川浸水被害対策法 (H15 法77)
条 項	【国土交通大臣の権限】 34①	事務内容	測量又は調査のための土地の立入等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○当該権限は、国土交通大臣が一級河川において特定都市河川流域の指定をするにあたって、具体的範囲を確定するために必要な地形等のデータを把握するため、国土交通大臣が立入調査を行うことができることを定めたものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、当該流域の指定に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>○上記①のとおり。 なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自ら実施することを含め、当該流域の指定に係る立入調査を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—8]

個表番号	2-⑥	法律名	都市再生特別措置法（H14法22）
条 項	58②	事務内容	国道の新設等に係る認可（市町村）
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○指定区間外国道の新設・改築については国の費用負担が定められており、国による認可は当該費用負担の前提として、全国的視野に立って事業の必要性等を判断する必要から認められているものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であり、道路行政における国道の新設等に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできないものである。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—9]

個表番号	2-⑦	法律名	マンションの建替えの円滑化等に関する法律 (H14法78)
条 項	101	事務内容	施行者に対する技術的援助
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>国土交通大臣がマンション建替事業の施行者及び施行者になろうとする者に対して行う技術的援助は、国土交通大臣が有するマンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限を裏付けとして、マンション建替事業の趣旨を踏まえた裁量的・専門的な判断に基づき、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものであり、都道府県知事及び市町村長が行う技術的援助とはその性質を異にするものである。</p> <p>よって、マンションの建替えの円滑化等に関する法律の企画・立案等に係る権限を有する国がその一環として行うものであり、国でない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、マンションの建替えの円滑化等に関する法律に係る企画・立案等に係る権限と一体不可分であり、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—10]

個表番号	2-⑧	法律名	高齢者の居住の安定確保に関する法律 (H13 法 26)
条 項	51①	事務内容	公営住宅の事業主体が、条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させることの承認
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 22 条において、補助財産の処分については各省各庁の長の承認を受ける必要があるとしており、上記高齢者の居住の安定確保に関する法律の規定は、特に国庫補助財産である公営住宅の処分（条件を具備しない高齢者に公営住宅を使用させること）について承認を行い、国費を投入した政策の目的達成を担保することを目的としたものであるため、国（国土交通大臣）が一元的に行う必要があり、国でない広域的実地体制に行うことはできない。</p>			
② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>② 広域的実施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、国庫補助金を投入した政策目的の担保に関わる判断に関する事項であり、国でしか判断できないため、広域的実施体制への移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—11]

個表番号	2-⑨	法律名	マンションの管理の適正化の推進に関する法律(H12法149)
条 項	45① 46①② 47 48①② 49 50① 51 81 82 83 84 85 86① 59① 60①④⑤⑥ 61① 62① 64①② 65 66 67	事務内容	マンション管理業登録申請書の受理 マンション管理業者登録簿への登録等 マンション管理業者登録簿への登録拒否 マンション管理業者登録簿への登録事項の変更の届出受理等 マンション管理業者登録簿等を閲覧に供すること 廃業等の届出受理(マンション管理業者) 登録の消除(マンション管理業者) 必要な指示(マンション管理業者) 業務停止命令(マンション管理業者) 登録の取消し(マンション管理業者) 監督処分公告(マンション管理業者) 報告徴収(マンション管理業を営む者) 立入検査(マンション管理業を営む者) 管理業務主任者の登録 管理業務主任者証の交付申請の受理等 管理業務主任者証の有効期間の更新 管理業務主任者の登録事項の変更の届出受理 指示及び事務の禁止(管理業務主任者) 登録の取消し(管理業務主任者) 登録の消除(管理業務主任者) 報告徴収(管理業務主任者)
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>土地利用の高度化の進展その他国民の住生活を取り巻く環境の変化に伴い、多数の区分所有者が居住するマンションの重要性が増大していることから、国としてマンションにおける良好な居住環境の確保を図る必要がある。このため、マンションの管理の適正化を推進するため、国による登録制度を実施しているところである。</p> <p>国土交通大臣の有する登録制度に係る事務・権限について、主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長にその一部を委任しているが、これは、規制・監督の効率的な実施や事業者の利便等の観点から国の機関である地方整備局を便宜的に活用しているものである。</p> <p>地方整備局長は、国土交通大臣からの委任により「国土交通大臣登録」を行い、事業者が主たる事務所を移転し管轄する地方整備局長が変更になったとしても同一の登録であるように、国土交通大臣による一元的な登録制度となっている。このため、国と異なる主体である広域的实施体制は、区域外権限行使の有無にかかわらず、現行法体系上、国土交通大臣による一元的な登録制度に係る事務・権限を担うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、マンション管理業者に対する規制・監督を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—12]

個表番号	2-⑩	法律名	住宅の品質確保の促進等に関する法律 (H11 法 81)
条 項	9① 10①②③ <9①> 12② 16① 16③ 20 21 22① 23①③ 24①～③	事務内容	住宅性能評価機関の登録 住宅性能評価機関の登録の公示等 住宅性能評価機関の登録更新※11②において準用 登録住宅性能評価機関の地位の承継の届出受理 評価業務規程の作成等の届出受理 不適当な評価業務規程に係る変更命令 登録住宅性能評価機関に対する適合命令 登録住宅性能評価機関に対する改善命令 登録住宅性能評価機関に対する報告徴収等 登録住宅性能評価機関の業務の休廃止に係る届出 受理等 登録住宅性能評価機関の登録取消等
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅性能評価制度は、住宅の性能に関する表示の適正化を図るため、国土交通大臣及び内閣総理大臣（消費者庁）が定める日本住宅性能表示基準及び国土交通大臣が定める評価方法基準に基づき、住宅の性能に関して全国統一的な評価・表示を行うことで、住宅を建築・購入する消費者の保護を図るものである。</p> <p>住宅性能評価制度において評価の実施を担う登録住宅性能評価機関の登録・監督に係る事務は、そもそも国で一元的に企画・立案されるものであり、国ではない広域的实施体制が行う必要性・適格性はない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、本業務に必要な住宅性能評価に関する権限及び知見を有する国が行っており、広域的实施体制に対する移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—13]

個表番号	2-⑫	法律名	電線共同溝の整備等に関する特別措置法（H7 法39）
条 項		事務内容	指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における電線共同溝の建設、道路占有許可等の制限等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

<事務内容及び条項>

- ・電線共同溝を整備すべき道路の指定等（3①～④）
- ・電線共同溝の建設完了後の占有の許可の申請等（4①～④、10）
- ・電線共同溝の建設等（5②～⑤）
- ・電線共同溝の占有予定者の地位承継の届出の受理（6②）
- ・電線共同溝の増設等（8①②）
- ・電線共同溝の増設等※8③において準用（＜4①～④、5②～⑤、6②＞）
- ・道路占有許可等の制限（9）
- ・占有予定者に対する電線共同溝の占有の許可（11①）
- ・電線共同溝の占有に係る変更の許可（12①）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく地位の承継の届出の受理（14②）
- ・電線共同溝の占有許可に基づく権利の譲渡の承認（15①）
- ・電線共同溝の占有者に対する工事の中止命令等（16②）
- ・公益上やむを得ないときの措置命令等（17①）
- ・措置命令等に係る損失補償（17②④）
- ・措置命令等に係る損失補償※17③において準用（＜道路法 69②③＞）
- ・電線共同溝管理規程の制定（18）
- ・原状回復に係る必要な指示（20②）
- ・国の行う電線共同溝の占有の許可等の特例（21）
- ・負担金等の強制徴収等※25において準用（＜道路法 73①～③＞）
- ・電線共同溝の占有許可の取消等（26）

[用紙番号 国土交通省—14]

個表番号	2-⑬	法律名	水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律（H6法8）
条 項	<p>【国土交通大臣の権限】</p> <p>14①</p> <p>16①～③</p> <p>【河川管理者としての権限】</p> <p>4④</p> <p>5⑦⑧⑩</p> <p>7①②④⑧～⑩</p> <p>9①④</p> <p>10②③</p>	事務内容	<p>計画水道事業者に対し費用を負担させること</p> <p>負担金を督促し、及び強制的に徴収すること</p> <p>水道原水水質保全事業の実施促進を要請した旨の通知の受理</p> <p>都道府県計画の作成に関し協議を受けること等</p> <p>河川管理者事業計画の作成、実施等</p> <p>協議会の設置等</p> <p>水道原水水質記録の提出を受けること等</p>
① 「当てはめ案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○都道府県計画の作成に関する協議、河川管理者事業計画の作成等の事務については、「用紙番号 国土交通省—32」で記載する河川の整備・管理関係事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。</p>			
② 広域的实施体制への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—15]

個表番号	2-⑭	法律名	大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法 (S63法47)
条 項	3①②、4①② 5① 6① 7① 3②、4①②、 5①、6① 8 9 11 12①② 13 14 15①② 6①	事務内容	宅地開発事業計画の認定 宅地開発事業計画の認定に係る意見聴取 宅地開発事業計画の認定の通知 宅地開発事業計画の変更認定 宅地開発事業計画の変更設定に係る意見聴取等 ※7②において準用 届出の受理 (宅地造成の開始) 宅地造成工事の完了の確認 届出の受理 (造成宅地の処分) 報告徴求等 (宅地開発事業の実施状況) 認定事業者の地位の承継の承認 改善命令 (認定事業者) 認定の取消し (宅地開発事業計画) 宅地開発事業計画の認定取消しの通知 ※15③において準用
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>宅地開発事業計画の認定は「良質な住宅地の円滑な供給を図り、もつて大都市地域における住民の生活の安定と当該地域の秩序ある発展に寄与することを目的とする」という本法の目的に照らし判断する必要がある。具体的には、法第四条第一項の認定の基準に適合すると認めるときに認定をするものとされており、対象となる事業が「大都市地域において、一の都府県の区域を超える広範な地域に及ぶ住宅需要に応じ緊急に実施すべき事業として適切なものであること」などを判断した上で認定を行うこととなる。</p> <p>このような認定を行うには、その認定権者が本法の「大都市地域」における事業に関して適切に判断を行い得る権限を有している必要があるところ、広域的实施体制の区域が「大都市地域」を包摂するものとなっていない場合には、本法の認定を行う主体としての適正を欠くこととなる。</p> <p>また、本法による認定の効果は、国による税制等の特例を受けることにあるところ、現在の税制の特例等は国による認定を前提としたものであり、広域的实施体制による認定の場合であっても税制の特例を措置することについて整理が必要である。</p> <p style="text-align: right;">※2月3日付け回答を再掲</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<ul style="list-style-type: none"> ・本法第二条第一項に規定する「大都市地域」の区域を包摂する区域を有する広域的实施体制の存在が担保されること。 ・税制上の特例措置について、広域的实施体制による認定であっても現在と同様の措置が行われることについて、国税当局との間で整理されること。(必要であれば国の関与等の措置を講ずることを含む) <p>(これらの整理がなされない場合 (整理中の場合を含む。) には、移譲の例外とすべき)</p> <p style="text-align: right;">※2月3日付け回答を再掲</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—16]

個表番号	2-⑮	法律名	民間都市開発の推進に関する特別措置法（S62 法 62）
条 項	14 の 3 14 の 5① 14 の 6 14 の 7 14 の 10 14 の 11① 14 の 12	事務内容	事業用地適正化計画の認定 事業用地適正化計画の変更の認定 認定事業者からの報告徴収 一般承継人等が認定事業者の地位を承継することの承認 認定事業者に対する改善命令 計画の認定の取消し 認定事業者に対する勧告
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>民間都市開発の推進に関する特別措置法に基づく事業用地適正化計画の認定により、租税特別措置法による国税の軽減特例が適用されるが、上記認定等を広域的实施体制に移譲して国以外の主体が認定等を実施することとなる場合にも国税の軽減特例が適用されることについて、国税当局との調整が必要であり、この調整の結果を踏まえて、対応を検討する必要がある。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>事業用地適正化計画の認定等を国以外の主体である広域的实施体制が実施する場合にも、現行制度と同様に国税の軽減特例が適用されることとなるか、国税当局との間で整理される必要がある。</p>			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>国税当局との調整の結果、仮に、広域的实施体制に移譲した場合には国税の軽減特例が適用されなくなると整理されれば、移譲の例外とする必要がある。</p>			

[用紙番号 国土交通省—17]

個表番号	2-⑯	法律名	浄化槽法 (S58 法 43)
条 項	13①、 14①②、 15 14③ 16 18①～③ 19 53①	事務内容	浄化槽の型式の認定 浄化槽の型式の認定の変更 浄化槽の型式の認定の更新 浄化槽の型式の認定の取消し 浄化槽の型式の認定等をしたときの環境大臣への通知等 報告徴収等 (浄化槽製造業者)
①「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>浄化槽法第 13 条第 1 項に基づく浄化槽の型式認定は、広域的な公衆衛生や河川等の公共用水域の環境を保護する観点から、工場で生産する場合に取得を義務付けるものであり、認定の取得により製造・使用することが可能となるものである。</p> <p>当該認定における審査は、高度な専門性を必要とすることから国が一元的に認定する制度としているものであることから、国ではない広域的实施体制において認定を行うことは適切ではない。</p> <p>従って、認定等の事務について、広域的实施体制の事務とすることはできない。</p>			
②特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>①で述べたとおり、国が一元的に行うべきものであり、広域的实施体制に対する委譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—18]

個表番号	2-⑯	法律名	浄化槽法 (S58 法 43)
条 項	42① 42③	事務内容	浄化槽設備士免状の交付 (交付の決定を除く) 浄化槽設備士免状の返納の命令
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>浄化槽工事は国民生活に与える影響が大きく、国としてその適正な施工を確保することが必要であることから、浄化槽工事業者の営業所毎に浄化槽設備士を置かなければならないこととされている。また、浄化槽設備士については、浄化槽工事の施工監督に求められる技術的水準等を国において確保する必要があるため、国家資格制度として一元的に実施している。当該制度のうち標記事務権限については、その制度を効率的に実施するために便宜的に地方整備局長に委任されているに過ぎないことから、国と異なる主体である広域的实施体制は、国の関与等の有無にかかわらず、現行法体系上標記事務権限を担うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
<p>③ 移譲の例外とすべきと考える理由</p> <p>上記①のとおり。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、免状の交付及び返納の命令を適切に行うための執行体制を検討する。</p>			

[用紙番号 国土交通省—19]

個表番号	2-⑰	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律（S55法34）
条 項	5③	事務内容	都道府県知事から協議を受けること（沿道整備道路としての指定）
	5④		都道府県知事に対し要請をすること（沿道整備道路としての指定）
	7①②		必要な措置を講ずること（道路交通騒音の減少等のための措置）
	7の2①③④		道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等（沿道整備道路）
	8①		沿道整備協議会を組織すること
	12①②		緩衝建築物を建築する者の費用の一部負担等
	13①②		必要な助成等の措置等（防音上有効な構造とするために行う工事）
13の6②	必要な協力を行うこと（沿道整備推進機構）		
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
※指定区間内国道における道路交通騒音の減少に関する計画を定めること等の道路管理関係事務については、「用紙番号 国土交通省—57」で記載している指定区間内国道の道路管理事務と一体不可分の関係にあるものであり、同様の取扱いとする（②及び③についても同じ）。			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			

[用紙番号 国土交通省—20]

個表番号	2-⑰	法律名	幹線道路の沿道の整備に関する法律 (S55 法 34)
条 項	5① 13 の 6①	事務内容	都道府県知事から沿道整備道路として指定するための協議を受け、同意すること 情報提供又は指導及び助言 (沿道整備推進機構)
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>○沿道整備道路制度の適用は、バイパス整備、交通規制等によって道路交通騒音への対応が可能であれば必要なものではなく、沿道整備道路の指定は土地利用規制を伴うものであるため、道路構造面での整備等によっても道路交通騒音障害の発生が避けられない場合に行うべきものである。また、沿道整備道路の指定に伴い適用される、沿道の区域内における防音構造化に対する道路管理者の助成及び当該道路管理者に対する国の財政措置等の規定は、道路の管理等に関する一般法たる道路法にはない特別の措置として定められているものである。</p> <p>○したがって、沿道整備道路の指定に係る同意並びに沿道整備推進機構に対する情報提供又は指導及び助言は、国土交通大臣が有する道路行政における道路網全体に関する制度（法令、計画、予算等）の企画・立案等に係る権限を裏付けとして、上記のような沿道整備道路制度の趣旨を踏まえて全国的な視野に立った裁量的・専門的な判断に基づき行使されるもの、制度の適正な執行を担保する観点から行使されるものである。このため、移譲した場合の事務区分や国の関与について議論すべきものではなく、そもそも当該権限は国土交通大臣又はその権限の委任を受けた地方整備局長しか行い得ないものであり、一定区域における事務を担う組織であって、そのような制度の企画・立案等に係る権限を有しない広域的实施体制が行うことはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
上記①のとおり。			

[用紙番号 国土交通省—21]

個表番号	2-⑱	法律名	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法 (S50 法 67)
条 項	95② 〈土地区画整理法 126①〉	事務内容	独立行政法人都市再生機構に対する勧告、助言等 独立行政法人都市再生機構に対する是正の要求 ※96 において準用
① 「当てはめ修正試案」では不都合が生じると考える理由			
<p>住宅街区整備事業の施行者としての独立行政法人都市再生機構に対する事業の施行の促進を図るため必要な勧告、助言又は援助及び事業の適正な施行を図るための是正の要求については、これらの事業の認可権限と一体不可分のものだが、これらの事業の認可権限は地方整備局長に委任されていないため、広域的实施体制に対して、上記事務を移譲することはできない。</p>			
② 特定広域連合への移譲を前提として考える不都合を解決するための対応策			
③ 移譲の例外とすべきと考える理由			
<p>独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行の担保については、事業の認可権限を有する国でしか判断することができないため、国が行うものとする。</p> <p>なお、移譲の例外とすることに伴い、国土交通大臣自らが実施することを含め、独立行政法人都市再生機構が行う住宅街区整備事業の適切な執行を担保するための執行体制を検討する。</p>			